

安倍政権を許さないぞ！シリーズ③

国民が戦争に動員されようとしている！

日本国憲法は、日本が再び戦争を行わないため、第2章で「戦争の放棄」を謳っています。しかし、自民党『憲法改正草案』は、「戦争の放棄」の文言を「安全保障」に変えています。ナチスは、「平和と安全の確保」と呼びました。

9条第1項は、戦争・武力行使を否定した条文で、「永久に」との文言を削除した自民党『憲法改正草案』と大差はありません。問題は、第2項です。「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」ものが、「自衛権の発動を妨げるものではない」と逆転し、戦争を認めています。

さらに問題なのは、9条の2（国防軍）を追加したことです。第1項は、国防軍の最高指揮官は内閣総理大臣とするとしています。第3項は、「国際社会の平和と安全を確保するため」という名目で、戦争に参加できることとしています。つまり、集団的自衛権の行使を憲法で承認しているのです。第5項は、国防軍に審判所、軍法会議の設置を謳っています。徴兵制が制定されれば、民間人も軍人となり、その対象になります。

またさらに問題なのは、9条の3（領土等の保全等）です。「国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない」と、国民全てに戦争協力を義務付けています。昔は「一億総動員」、今は「一億総活躍」でしょう。鉄道員は兵站輸送で動員されます。

戦争は、起きるものではなく、意図的に起こすものです。これを許せば、若者は地球規模で戦闘行為に動員されることを知っておかなければなりません。

